

控除

要介護認定者における 税金の障害者控除について

☎ 福祉保健課介護保険係 ☎ 77・3925

障害者手帳をお持ちでなくても、申請により所得税・住民税の申告用として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合があります。

■障害者控除対象者認定書

この認定書を添付し、所得税・住民税の申告をすることで、本人または扶養者の障害者控除を受けることができ、税金の減額などの適用が受けられます。

■対象者

- ・要介護認定を受けた65歳以上の寝たきり状態にある方
- ・認知症で日常生活に支障のある方

■審査方法

介護認定申請時に取得した「主治医の意見書」を基に判定します。

※要介護認定を受けた65歳以上の方であっても、交付対象になるとは限りません。

■問合せ

交付対象の基準や申請方法などの詳細は、福祉保健課介護保険係までお問い合わせください。

安全で安心な街づくりに貢献

10月14日、山武市役所で「安心な街づくり大会」が開催され、地域の防犯活動に貢献された下記の方が表彰されました。

【受賞者】

- 全国防犯協会連合会長表彰
防犯功労者栄誉銅賞
萩原 貴男さん
- 千葉県防犯協会会長表彰 防犯功労者
伊藤 茂雄さん、小川 保さん
- 千葉県防犯協会会長表彰
優良防犯指導員
岩澤 英樹さん、大谷 俊一さん



▲写真上段左から岩澤さん、伊藤さん、萩原さん、大谷さん

愛護

千葉県動物愛護センター 動物愛護事業について

☎ 千葉県動物愛護センター ☎ 0476・93・5711

1～3月に千葉県動物愛護センターで実施される動物愛護事業についてお知らせします。なお、新型コロナウイルスの影響により開催中止とする場合は、ホームページに掲載します。

犬のしつけ方教室(基礎講座)

■開催日

1月21日(木)、2月17日(水)、3月18日(木)

■時間

午前10時～正午
(受付時間 午前9時30分～10時)

■受講料

無料

■募集人数

先着5人

■注意事項

・飼い犬の同伴は不可となります。

・事前予約制となります。

■開催日

1月21日(木)、2月17日(水)、3月18日(木)

■時間

午後1時～3時
(受付時間 午後0時30分～1時)

■受講料

3,000円(消費税別)

■募集人数

3組以上5組まで

・飼犬と同伴となります。

・事前予約制となります。

・事前に基礎講座の受講が必要です。

■問合せ

実技講座は(公財)千葉県動物保護管理協会が開催しますので、お問い合わせは(☎043121417814)までお願いします。

犬と猫との出会いの場

(オンライン申請)

県民の方が飼っている犬猫の新しい飼い主を探しています。詳しくは、QRコードをご参照ください。



(QRコード)

※マッチングは両者間でメールにて調整していただきます。

■その他

詳細などについては、電話にてお問い合わせください。(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

多年にわたる 社会福祉への貢献

多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方を表彰する「千葉県社会福祉協議会会長表彰」。この度、平成22年12月1日に民生委員児童委員を拝命して以来、積極的に地域活動を行っており、地域の信望も厚く、地域住民の自立厚生や相談業務に大きく貢献していることなどがたたえられ、簾隆芳さんと瓜生優子さんが表彰されました。



▲瓜生 優子さん(左) 簾 隆芳さん(右)

令和2年文化の日 千葉県功労者表彰

各方面で顕著な功績を挙げ、千葉県の発展に多大な貢献をされた方を表彰する「文化の日千葉県功労者表彰」。この度、平成10年に民生委員・児童委員に委嘱されてから現在まで約21年間にわたり、地域の福祉の向上に大きく貢献した功績がたたえられ、芝山町民生委員児童委員協議会長の土屋増男さんが表彰されました。



▲土屋 増男さん



避難行動要支援者名簿 地域ぐるみで防災対策を

☎ 福祉保健課福祉係 ☎ 77・3914

地震や集中豪雨、台風などの災害発生時において、地域での「共助」の力を強化するため、町では避難行動要支援者名簿を作成しています。

■避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生したときに自ら避難することが困難な方などの情報を登録したものです。日頃から地域でこれらの情報を共有すること、見守りなどを通して災害時の安否確認・避難支援につながります。

■避難行動要支援者とは？

- ① 70歳以上のみの世帯の方
- ② 要介護認定3～5の方
- ③ 身体障害者手帳1級・2級の方
- ④ 療育手帳(A)の1、(A)の2、(A)の1、Aの2の方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

■避難支援等関係者とは？

警察、消防団、民生委員、区長などの皆さんです。個人情報に適正に管理し、避難支援に関する目的以外には使用しません。

■町からお願い

令和2年12月初旬に、同年8月を基準日として新たに名簿登録



録の対象者と見込まれる方へ名簿情報の提供などに関するご案内を送付しました。案内を受領された方は、内容をご確認いただき、令和3年1月20日(水)までにお手続きをお願いいたします。また、避難行動要支援者の対象でない方以外でも、災害時に自力での避難行動が不安な方は、福祉保健課福祉係までご連絡ください。※ご連絡は随時受け付けておりますが、令和3年度名簿に情報登録を希望される方は令和3年1月20日(水)までにご連絡をお願いいたします。